

都道府県本部準備会の設置・運営規則

2014年5月25日 地域代表協議会で可決
最終改定 2024年2月11日
緑の党グリーンズジャパン規則第7号

(目的)

第1条 この規則は緑の党グリーンズジャパン（以下、「この政党」という。）規約第11条に基づく都道府県本部が設置されるまでの暫定的組織である「都道府県本部準備会」に必要な事項を定めることを目的とします。

(都道府県本部準備会設置の要件)

第2条 会員数が7名以上の都道府県は、運営委員会の承認を経て都道府県本部準備会をつくることができます。

(都道府県本部準備会規約の制定)

第3条 各都道府県本部準備会は、この運営規則に基づき都道府県本部準備会規約を制定し、適正に運営します。

(名称)

第4条 都道府県本部準備会の名称は、緑の党グリーンズジャパン「都道府県名」+本部準備会で表すものとします。

(役員)

第5条 次の役員をおきます。

- (1) 代表1名 ないし共同代表2名
- (2) 名簿管理責任者1名（他の役員との兼務可）
- (3) 会計責任者1名（寄附金等を集める場合）
- (4) 監査委員1名（寄附金等を集める場合）

(役員を選出および任期)

第6条 役員は都道府県本部準備会会議または総会において選出します。

2 役員任期は原則1年とします。ただし、再任を妨げません。

(会議)

第7条 第5条(1)の者は、毎年1回以上の会議または総会を招集します。

(経費)

第8条 都道府県本部準備会の経費は、寄附金等その他の収入をもって当てます。

(会計年度及び会計監査)

第9条 都道府県本部準備会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとします。

2 会計責任者は、都道府県本部準備会の経理につき年1回監査委員による監査を受け、その監査意見書を付して都道府県本部準備会会議または総会に報告します。（寄附金等を集める場合）

(規約の改廃)

第10条 都道府県本部準備会規約の改廃は、都道府県本部準備会会議または総会において決定することとします。

附則

この規則は、2014年5月25日から施行します。

2. この規則は、2015年7月26日から施行します。